

富良野市文化振興基金補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富良野市文化振興基金条例施行規則（平成28年規則第47号）の規定に基づき、市民の芸術文化意識の向上と地域の芸術文化振興に寄与することを目的とした事業に対し、富良野市文化振興基金補助金を交付することに関し、市費補助金交付規則（昭和62年規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 芸術文化育成のための大会派遣事業

ア芸術文化競技大会参加者派遣事業

(ア) 全道大会派遣事業

(イ) 全国大会派遣事業

(ウ) 国際大会派遣事業

(2) その他条例の目的に適合する事業

2 前項の大会等の範囲は別表1のとおりとする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げるものとする。

(1)原則、市内在住かつ市内の学校に所属する小中高生の団体（個人）で全道・全国及び海外派遣する者

(2)指導者（引率者）の派遣は2名以内とする

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、事業に要する補助対象経費総額の10分の7以内とし予算の範囲内で補助する。

(1) 事業に要する補助対象経費は別表2のとおりとする

(2) 補助率及び補助金の額は、別表3のとおりとする

(3) 補助対象事業は、第2条各号の同一事業に対して1年限りとする。ただし、特に必要と認めた事業については、条件を付して継続することができる。

(計画の変更)

第5条 申請者は、申請事項に変更が生じたとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、その旨を速やかに届けなければならない。

(補助金交付決定)

第6条 市長は補助金交付申請があった場合、その内容を審査し、適当と認める場合は、交付決定を行うものとする、この場合において、市長は、補助の目的を達成するため必要に応じて条件を付することができる。

(補助事業実績報告)

第7条 補助の決定を受けたものは、事業終了後は、速やかに補助事業実績報告書を市長に提出するものとする。

2 市長は、実績報告書を受領後、必要に応じて事業の調査等を行うことができるものとする。

(その他)

第8条 富良野市文化振興基金補助金交付に関する事務は、市民生活部市民協働課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日一部改正する。

別表 1

【大会等の範囲】

全道大会	支部予選又は管内地区予選を勝ち上がって出場する大会、または、全国大会等へとつながる大会
全国大会	全道大会を勝ち上がって出場する大会、または、北海道代表・選抜選手等として出場する大会
国際大会	北海道又は日本代表として出場する大会
※選拔選考会等は除く	

別表 2

【補助対象経費】

全道大会	大会参加料・交通費・宿泊費・旅行傷害保険料
全国大会	大会参加料・交通費・宿泊費・旅行傷害保険料
国際大会	大会参加料・交通費・宿泊費・旅行傷害保険料
※鉄道賃及び航空賃は富良野市職員の旅費規程に準じるものとする。 ・航空賃の額は原則、往復割引運賃とする。ただし、やむを得ない理由により普通運賃による場合は、理由書を添付しなければならない。 ・旅行業者等による航空賃と宿泊料とセット料金となっており、その料金が経済的と認められる場合は、当該料金を補助対象とする。 ・宿泊は大会の日程上、富良野市を午前 7 時以前に出発する場合又は午後 10 時以後に帰着することとなる場合に限り、前泊又は後泊を認めるものとする。派遣地での観光等のための交通費や宿泊料は原則、補助対象外とする。 (補助対象外経費) ・食費、手数料、雑費、空港使用料、出入国税等は補助対象外とする。 ・大会主催者側又は団体（個人）が加盟している芸術文化団体より交通費等の支給される場合は、補助対象経費から控除するものとする。ただし、餞別等の祝金等の場合はこの限りではない。	

別表 3

【補助率】

全道大会（道内）	3 / 10 以内
全国大会（道内）	3 / 10 以内
全国大会（道外）	7 / 10 以内
国際大会（海外）	7 / 10 以内

【補助金の申請及び交付回数】

補助金の申請及び交付回数については、市費補助金交付規則（昭和 62 年規則第 23 号）による。

【補助交付額】

補助金の額が 1 万円に満たない場合は、不交付とする。

補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。